

収支報告書（令和6年分）

（平成 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

- ふ り が な
- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

はせがわかいちこうえんかい
長谷川嘉一後援会
群馬県太田市由良町300-1
長谷川嘉一
木村和子

(受付印)
群馬県
-7.4.15
選挙管理委員会
收受

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

松田 泰

(電話連絡先)

0276-32-5011

(選管使用欄)

番 号
2014

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）	
☒ 有 ☐ 無	
* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）	
公職の種類 (選挙区等)	衆議院議員 (比例代表北関東選挙区) (現職)
資金管理団体の 届出をした者の 氏名	長谷川嘉一

資金管理団体の指定の期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）	
* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄	
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	長谷川嘉一
公職の種類 (選挙区等)	衆議院議員 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	7,964,743
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B	237,244
(本年の収入額)	-----C	7,727,499
支 出 総 額	-----D	7,949,563
翌年への繰越額	-----E=A-D	15,180

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	-----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人

(2) 寄 附		*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	6,074,499	(その7)に内訳を記載
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載
(ロ) 政治団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	6,074,499	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附	0	(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	6,074,499	

政党(支部を含む)
及び政治資金団体
以外は法人その他の
団体からの寄附
を受けられない

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
歌謡ショーチケット代	1,653,000	3月3日実施 (1000円会費×1653人)
この頁の小計	1,653,000	政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。また、収入金額が1,000万円以上の場合は(その10)、1つのパーティーにつき、同一の者が20万円を超えてパーティー券を購入した場合は(その11)を作成すること。
合 計	1,653,000	

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分 (該当するものに○)	1. 個人		
寄附者の氏名(又は名称)	金	額	年 月 日		住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
長谷川嘉一		378,000	6	1	29	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		500,000	6	2	1	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		100,000	6	3	18	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		500,000	6	5	1	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		900,000	6	5	30	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		1,000,000	6	6	27	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		400,000	6	7	12	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		100,000	6	8	23	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		543,000	6	10	18	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長倉 恵一		100,000	6	10	19	神奈川県横浜市旭区白根8-33-6	無職	
駒井 将人		100,000	6	10	24	群馬県高崎市島野町890-8	会社役員	
長谷川嘉一		150,000	6	11	28	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		500,000	6	12	9	群馬県太田市由良町921	会社役員	
長谷川嘉一		175,499	6	12	17	群馬県太田市由良町921	会社役員	
こ の 頁 の 小 計		5,446,499	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。					
そ の 他 の 寄 附		628,000						
合 計		6,074,499						

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額	備 考	
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）※	
1 経常経費	(1) 人 件 費	569,370		
	(2) 光 熱 水 費	36,387		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	580,251		
	(4) 事 務 所 費	862,798		
	小 計（経常経費の計）	2,048,806	0	
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	1,118,327		
	(2) 選 挙 関 係 費	1,725,300		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	3,047,130	0	ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0		
	イ 宣 伝 事 業 費	1,536,430		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
	エ そ の 他 の 事 業 費	1,510,700		
	(4) 調 査 研 究 費	10,000		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
	(6) そ の 他 の 経 費	0		
	小 計（政治活動費の計）	5,900,757	0	
合 計		7,949,563	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、 （その16）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応	

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)	(2) 光熱水費			
支 出 の 目 的	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
こ の 頁 の 小 計	0		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）			
そ の 他 の 支 出	36,387		← 1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。			
合 計	36,387					

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(3) 備品・消耗品費			
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
飲み物代	13,024	6	6	24	クスリのアオキ	太田市藤阿久町746-1	
封筒印刷代	154,440	6	10	7	東京広告株式会社	太田市西新町12-2	
事務用品	20,052	6	10	13	カインズ	邑楽郡大泉町坂田1616-7	
事務用品費	33,123	6	12	12	有限会社ナンシンドウ	東京都千代田区九段南3-7-7	
雑誌購読料	13,200	6	11	18	選択出版株式会社	東京都港区西新橋1-5-8	
月刊社民購読料	15,960	6	12	28	社会民主党太田支部	太田市西本町47-20	
この頁の小計	249,799	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）					
その他の支出	330,452	←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。					
合 計	580,251						

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)	(4) 事務所費			
支 出 の 目 的	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
邑楽事務所家賃 2 月分	55,000		6 1 31	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 3 月分	55,000		6 2 28	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 4 月分	55,000		6 3 29	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 5 月分	55,000		6 4 30	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 6 月分	55,000		6 5 31	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 7 月分	55,000		6 6 28	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 8 月分	55,000		6 7 31	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 9 月分	55,000		6 8 30	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 10 月分	55,000		6 9 30	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 11 月分	55,000		6 10 31	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 12 月分	55,000		6 11 29	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
邑楽事務所家賃 1 月分	55,000		6 12 30	櫻井洋子	邑楽郡邑楽町大字光善寺316-63	
水栓交換	36,800		6 4 22	小河瀬工業有限会社	館林市新宿1-4-29	
浄化槽清掃費	15,400		6 7 31	中央環境メンテナンス	太田市中根町541-3	
邑楽事務所電話代 12 月分	14,603		6 12 28	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
こ の 頁 の 小 計	726,803		1 件当たり 5 万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1 件当たり 1 万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）			
そ の 他 の 支 出			← 1 件当たり 5 万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1 件当たり 1 万円以下の支出）を合計した額を記入。			
合 計						

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)	(4) 事務所費			
支 出 の 目 的	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
法律相談料	22,000		6 2 19	山崎哲男	東京都千代田区有楽町1-6-4 6F	
アプリ利用料	26,136		6 12 10	株式会社フリーウェイジャパン	東京都中央区日本橋富沢町12-8 6F	
こ の 頁 の 小 計	48,136		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）			
そ の 他 の 支 出	87,859		← 1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。			
合 計	862,798					

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(1)組織活動費					
		(行事・会議費) ←項目別区分(小分類) を記入 (その13裏面又は要領参照)					
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
弁当代	11,570	6	3	17	ホットモット太田宝町店	太田市宝町878-1	
飲み物代	14,422	6	3	20	トライアル	太田市由良町872	
飲み物代	11,836	6	5	14	クスリのアオキ	太田市藤阿久町746-1	
会場利用料	217,800	6	5	30	株式会社ナウリゾートホテル	太田市飯田町1267	
弁当代	15,120	6	6	13	源来軒	太田市宝町539-4	
弁当代	12,960	6	6	16	源来軒	太田市宝町539-4	
施設利用料	13,200	6	7	3	公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団	群馬県大泉町朝日5-24-1	
施設利用料	17,030	6	7	15	公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団	群馬県大泉町朝日5-24-1	
弁当代	29,640	6	7	15	株式会社登利平	前橋市公田町667-2	
弁当代	15,120	6	8	4	源来軒	太田市宝町539-4	
弁当代	24,750	6	8	19	源来軒	太田市宝町539-4	
茶菓代	10,347	6	9	8	クスリのアオキ	太田市藤阿久町746-1	
飲み物代	11,611	6	9	20	クスリのアオキ	太田市藤阿久町746-1	
弁当代	78,000	6	9	21	登利平	前橋市公田町667-2	
弁当代	10,140	6	9	29	登利平	前橋市公田町667-2	
この頁の小計	493,546	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあっては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計							

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(1)組織活動費					
		(行事・会議費) ←項目別区分(小分類) を記入 (その13裏面又は要領参照)					
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
弁当代	33,750	6	10	4	源来軒	太田市宝町539-4	
弁当代	14,000	6	10	7	源来軒	太田市宝町539-4	
飲み物代	11,396	6	10	8	クスリのアオキ	太田市藤阿久町746-1	
弁当代	18,966	6	10	14	とりせん	太田市新井町377-6	
弁当代	20,250	6	10	29	源来軒	太田市宝町539-4	
弁当代	17,100	6	11	18	源来軒	太田市宝町539-4	
この頁の小計	115,462	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	464,006	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	1,073,014						

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(1) 組織活動費					
		(交際費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
この頁の小計	0	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	45,313	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合計	45,313						

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(1) 選挙関係費					
		(選挙対策費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
ハガキ代	1,700,000	6	10	17	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
花代	25,300	6	10	30	長谷川生花店	太田市由良町883-1	
この頁の小計	1,725,300	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	0	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	1,725,300						

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)イ. 宣伝事業費					
		(宣伝広告費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
材木代	16,002	6	7	21	ジョイフル本田	太田市新田市野井町556-1	
材木代	17,166	6	8	6	ジョイフル本田	太田市新田市野井町556-1	
チラシ印刷代	17,375	6	9	9	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代	17,375	6	9	27	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代	38,730	6	9	27	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
スタッフジャケット代	52,360	6	10	16	株式会社カメオカ	横浜市都筑区池辺町4409-2	
両面テープ代	48,940	6	11	11	株式会社島岡商店	太田市下小林町55-1	
幟旗代	22,988	6	12	16	株式会社バンテック	栃木県小山市城北4-24-8	
こ の 頁 の 小 計	230,936	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
そ の 他 の 支 出	93,841	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	1,181,051						

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)イ. 宣伝事業費					
		(遊説費) ←項目別区分(小分類) を記入 (その13裏面又は要領参照)					
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
証紙代	13,800	6	1	9	太田交通安全協会	太田市飯塚町87-1	
車修理代	229,559	6	2	13	株式会社スズキモータース	邑楽郡大泉町富士1-8-10	
車の看板代	47,300	6	2	13	根岸昇	太田市藤久良町45-9	
証紙代	13,800	6	3	11	太田交通安全協会	太田市飯塚町87-1	
証紙代	13,800	6	5	13	太田交通安全協会	太田市飯塚町87-1	
証紙代	13,800	6	7	16	太田交通安全協会	太田市飯塚町87-1	
証紙代	13,800	6	9	19	太田交通安全協会	太田市飯塚町87-1	
こ の 頁 の 小 計	345,859	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
そ の 他 の 支 出	9,520	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	355,379						

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(3)エ. その他の事業費					
		(その他の事業費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
弁当代	53,040	6	1	13	登利平	前橋市公田町667-2	
チラシ印刷代	11,800	6	2	18	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
出演者手土産代	11,728	6	3	1	フレッセイ	太田市宝町864	
労務費	50,000	6	3	3	川田恋	東京都新宿区高田馬場1-7-7-302	
労務費	50,000	6	3	3	榛名友里	群馬県富岡市妙義町下高田3108	
労務費	50,000	6	3	3	ファンファン	前橋市千代田町5-20-12	
労務費	50,000	6	3	3	堀憲輔	高崎市鶴見町15-2	
労務費	200,000	6	3	3	北川大介	東京都町田市鶴間6-6-25 A201	
労務費	500,000	6	3	3	杉本真人	東京都品川区大崎1-2-3 2805	
弁当代	19,440	6	3	3	美川	太田市新島町375-2	
弁当代	35,100	6	3	3	登利平	前橋市公田町667-2	
会場使用料	278,000	6	3	3	一般財団法人太田市文化スポーツ振興公社	太田市飯塚町200番地1	
音響設備費	176,000	6	3	18	株式会社シーエムオー	前橋市大友町3-12-5	
この頁の小計	1,485,108	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	25,592	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	1,510,700						

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(4) 調査研究費					
		(研究費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
この頁の小計	0	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	10,000	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	10,000						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ☒ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。） |
| ☒ | 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。） |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 4月 10日

政治団体の名称

長谷川嘉一後援会

会計責任者の氏名

木村 和子



*代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入・押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名



* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届（資金管理団体のみ）」も同時に提出すること。

政治資金監査報告書

令和7年4月8日

長谷川嘉一後援会

代表 長谷川嘉一 殿

登録政治資金監査人 小滝 芳江
登録番号 第 3371 号
研修修了年月日 平成 22 年 1 月 8 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、長谷川嘉一後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、長谷川嘉一後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部にみられたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

長谷川嘉一後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上